

しみんいけん ちょうしゅほうほう だい しょう ふくしかんれんけいかく かい
市民意見の聴取方法について【たたき台】(障がい福祉関連計画の改定)

しょう しゃだんたい いけんこうかikai かい
1 障がい者団体との意見交換会(3回)

しょう しゃだんたい たいしょう しょう ふくし かん かだいとう いけんこうかん
障がい者団体を対象として、障がい福祉に関する課題等について意見交換する。

しょう しゅべつ いけんこうかん おこな
障がい種別ごとに意見交換を行う。

しんたいしょう
・身体障がい

しゃ さっぽろししんたいしょうがいしゃふくしきょうかい しゃ さっぽろししかくしょうがいしゃふくしきょうかい しゃ さっぽろちょうりよくしょうがいしゃきょうかい
(社)札幌市身体障害者福祉協会、(社)札幌市視覚障害者福祉協会、(社)札幌聴力障害者協会

しゃ さっぽろしたいふじゅうじしゃふほ かい
(社)札幌肢体不自由児者父母の会

ちてきしょう
・知的障がい

しゃ さっぽろして いくせいかい
(社)札幌市手をつなぐ育成会

せいしんしょう はったつしょう ふく
・精神障がい(発達障がいを含む)

とくひ さっぽろしせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい にほんはったつしょうがい ほっかいどう
(特非)札幌市精神障害者家族連合会、日本発達障害ネットワーク北海道

さっぽろしな い かくしょう しゅべつ かか しゅようだんたい せんてい
札幌市内の各障がい種別に係る主要団体を選定。

ないよう
< 内容 >

けいかくこっしあん ぎょうせい せつめい
計画骨子案をもとに行政から説明する。

だんたい ぎょうせい いけんこうかん おこな
団体と行政で意見交換を行う。

2 市民懇話会（2回）

広く市民を対象として、障がい福祉に関する情報を提供するとともに、課題等について意見交換する。
平日の夜間と、休日の昼間に開催する。

< 内容 >

司会進行役は行政以外の方に依頼する。

コメンテーター（オブザーバー）として障がい当事者、団体関係者、事業者、有識者をたてる。

計画骨子案をもとに行政から説明する。

市民、コメンテーター（オブザーバー）、行政で意見交換を行う。

3 障がい者による政策提言サポーター制度で実施された懇談会等により得られた意見・情報の活用

4 地域との意見交換・理解促進への取組

行政による「出前講座」の活用。

- ・地域、関係団体等に出前講座を周知し、受入れを働きかける。
- ・単なる計画案の説明にとどまらず、意見交換も行うようにするなど工夫する。

地域の関係機関との意見交換・情報交換の実施。

- ・自立支援協議会地域部会
- ・各区社会福祉協議会

5 意見募集

手紙、メール等での意見募集。